

明治二年における長崎県の財政について

徳永 宏

はじめに

長崎は、国際貿易港として開かれ、鎖国期における貿易事務は長崎の町全体で担い、その見返りとして地役人の給与をはじめ市政に必要な経費が主に貿易の利益によって賄われた。

しかし、安政の開国による貿易制度の変更、明治維新による政治体制の変革により、長崎の町を支える財政構造も大きく変更を余儀なくされた。

筆者は、本誌第三号掲載の論文により、これまで詳しく紹介されていなかった明治元年の長崎府（長崎裁判所）の財政状況の実態を取り上げ、歳入・歳出にかかる費目の構成の変化について指摘した¹。

本稿では、前号に引き続き明治二年の事例から、長崎県（府）の財政構造の変化について考察したい。

一 明治二年における長崎県の行政体制の変革と財政の概要

明治維新により、江戸時代の長崎奉行・長崎代官・西国筋代官の支配地の一部を引き継いで、長崎裁判所が設立され、同年、長崎府と改称された。翌二年六月二十日、長崎府が長崎県と改称され、知府事沢宣嘉に代わって府判事であった野村宗七（盛秀）が初代県知事に任命された。そして、同九月には職制の改革が図られ、再び職員数も減員された²。

翌三年の『長崎県職員録』によれば³、職員数は四六九人（一三部門一〇八役職）となり、明治元年の『長崎府職員録』記載の九八四人と比べて五一五人減となった。

明治二年時点での長崎県（府）の管轄地は、「御用留 文書課事務簿 明治二年」所収「当已年租税取立高之積」によれば、肥前国彼杵・高来・松浦三郡・肥後国天草・八代二郡・筑後国三池郡の各郡の一部となっており、三池郡大牟田村や松浦郡大川野村といった遠隔地に出張所が置かれた⁴。

明治初期の長崎県の財政の概要は、「長崎県史稿 制度部 会計（明治元～八年）」に記されている⁵。ここで本稿の対象としている明治二年の収支額を整理すると【表一】「明治二年度 長崎県収支一覧」のとおりとなる。

明治二年の会計年度の始期が正月、終期が九月の九ヶ月となって

【表一】 明治二年度 長崎県収支一覧
「長崎県史稿 制度部 会計（明治元～八年）」より作成

		数量(石高、金額)	
収入	米	12,091石2斗7升9合2杓	
	金	241,526円52銭2厘5毛	
	洋銀	6,109弗62 ^サ ヰ	
	銭	27,016貫606文	
支出	諸費	米	12,091石2斗7升9合2杓
		金	98,563円96銭
		洋銀	6,109弗62 ^サ ヰ
		銭	27,016貫606文
	貸下 納済	金	10,998円6銭2厘5毛
		金	41,964円50銭

いる。これは、明治元年に会計年度を「毎歳九月ヲ期トシ其費額ヲ計算セリ」としたが、同年度の会計の終期を十二月にしており、年度期間を調整するため、二年度はこのように短い期間が設定されている。従って前年に比べ収支額は全体的に減額となっているが単純な比較は困難である。

また、歳出において元年度にはなかった貸下金・納済金が計上され、一方で置米・置金などは計上されていない。各費目の詳細な説明については次項に譲る。

二 歳入

明治二年の収支の内訳は、拙著前掲書同様、「自明治元年至同八年 長崎県出納勘定帳 会計課事務簿」(以下、「長崎県出納勘定帳」と略記する)を使いながら考察していきたい。

「長崎県出納勘定帳」のうち歳入をまとめたものが、【表二】「明治二年度 長崎県歳入一覽」のとおりである。

歳入の第一としてあげられるのは「置米金」の米穀で、【表一】「諸費」の米にあたる。これは、長崎県が管轄した肥前・肥後・筑後国各郡の貢米である。なお、これは表一の石高とは異なるが、表二下段の小計の項にあるとおり三二、四〇八石余のうち、払米一四、五四九石余は金と銭に換金され、正米一六、八五八石が支出に充てられ(渡し方)、うち、四、七六七石余が残ったため、最終的に表一に記載の一二、〇九二石余が歳入として最終的に計上されている。

明治二年の長崎県管轄地の各郡の石高は、「御用留 文書課事務簿 明治二年」所収「当已年租税取立高之積」によれば、【表三】「明

治二年度 租税取立高見込表」のとおりとなる。⁷【表二】と【表三】の数字を比較してみると見込高二二、〇二五石余に対し正米のみで一六、八五八石と見込みを上回り、金は、見込高三〇、二八二両に対し正金のみでも四七、四四七両と上回っている。

なお、長崎市中での米の需要を賄うため、これまで日田から二万石を長崎へ運んでいたが、八月中に行政官からの達しにより長崎府から県となった際に官員数も減じたため、廻米は廃止とし、管轄の租税米をもって渡し方を取り計らうようにしている。

第二に現金収入について述べる。

【表二】では、金・洋銀・銭の三種があり、それぞれの内訳は、【表二】のとおりである。明治元年においては様々な名目の地子・冥加・運上金などが収納されたことが記載されていたが、二年度分は詳細な費目が記されておらず、その内訳は不明である。

金は、明治元年の二四〇、八八二両と比較して、期間が三ヶ月短いものの金額は、六四四両余り上回っている。これは、物産会所貸渡金一〇万両が影響している。

なお、「庚午辛未年迄長崎港税関収税納拂仕訳書」によれば、【表四】「明治二年度 外国管事役所・外務局収支表」のとおり、己巳正月から九月までに外国管事役所(同年九月からは外務局)が収納した税金などから総額四七二両一七二文二トを長崎県(府)へ納めた計算になる。また、明治元年に収めきれず、翌二年に収めた金額が金三〇、八三五両二分永一三九文三ト、洋銀九〇弗八二セント、銭七貫五一六文に及ぶ。これは、金では同年収入の約一三%に当たる。洋銀は、明治元年の二四、三四六弗と比較して、約二五パーセントと大きく落ち込んでいる。実際に洋銀で収納されたのは、三、六三〇弗で残りは金を両替したものである。

【表二】 明治二年度 長崎県歳入一覧

「長崎県出納勘定帳」より作成

費目	明細	備考	貢米・大豆					貢金				銭		洋銀			
			石	斗	升	合	夕	才	兩	分	永	ト	貫	文	弗	セント	
置米金	米		31,408		4	7	1	5									
		正米	16,858	8	7	4	5	3									
		払米	14,549	1	7	2	6	2									
		払米の内訳							80,512	3		8	30,537	276			
	金								47,447	1	48	6					
		内 正金							44,786	3	18	6					
		兩替							2,660	2	30						
		兩替の内訳														2,479	
	銭	内 銭											122,625	83			
		この内訳 金											72,878	337			
												49,746	746				
								12	2	216	4						
洋銀	己巳正月より同九月迄置米金租税御勘定払ニ相立元ニ組														3,587	62	
大蔵省方請取	オールヘン号御船欠亡品代和泉艦外4艦諸入費并旧福江出張元監察使旅費山口五位大坂迄之舟賃京師軍曹山脇太郎他2人長崎表滞留中諸入費共書面之通支払分請取元ニ組							16,964	2								
医学校納	病者寄宿料并薬代金別紙仕訳書之通取立候分元ニ組							1,668	2	81	9				43		
辰8月22日 西京会計官方請取	旧長崎県物産会所貸付金戊辰年より13ヶ年賦返納之積を以拝借之分西京会計官方請取元ニ組	辰八月廿二日 西京						100,000									
三條□出張之節□封□分								1,236					149				
小計	米		31,408	0	4	7	1	5									
	内訳 正米		16,858	8	7	4	5	3									
	払米		14,549	1	7	2	6	2									
	この代 金、銭	地払代金銭を以元ニ組候分							80,512	3		8	31,237	276			
									167,316	1	130	5					
	内訳 金 正金を以元ニ組候分								164,655	3	100	5					
	内訳 金								2,660	2	30						
	この内訳 兩替洋銀を以元ニ組候分														2,479		
	正銭を以元ニ組候分												122,625	236			
	内訳												72,878	486			
												49,746	776				
この内訳 兩替金を以元ニ組候分								4,082	2	217	4						
														3,630	62		
渡し方			16,858	8	7	4	5	3	249,251	1	68	7	104,115	766	6,109	62	

【表三】 明治二年度 租税取立高見込表

「御用留 文書課事務簿 明治二年」所収「当巳年租税取立高之積」より作成

地域(郡)	高						米						金			
	石	斗	升	合	夕	才	石	斗	升	合	夕	才	両	分	永文	ト
彼杵・高来	7,679	4	3	2	5	4	1,171	4	8	3			7,165		24	1
松浦	16,525	2	6	3			2,500						142		21	7
三池	9,790	4	9	8	5	6	1,494	8	7	9	3		5,235	3	10	5
天草	25,307	3	4	5	9		6,859		9	1			17,739	3	91	8
合計	59,302	5	4				12,025	4	5	3	3		30,282	2	148	1
史料上合計	59,702	5	4				12,025	4	5	3	3		30,282	2	148	1
												上記米代金	96,203	2		
												金総計	126,486		148	

銭は、明治元年と比較して、約一六パーセントと大きく落ち込んでいる。その理由として、明治元年には、長崎府会計局有米一一、七九九貫、丁卯年分旧幕租税取立残五一、四五〇貫といった臨時的な歳入があったためと考えられる。これらは、旧幕府時代の収入を充当したもので、二年度はこうした臨時収入が少ないものと推察される。

このほか、収入の中で着目すべき点は、大蔵省からの請取金一六、九六四兩余で、明治元年の収入にはないものである。その内容は、「長崎県出納勘定帳」に次のように記されている。

オールヘン号御船欠亡品
代和泉艦外四艦諸入費并
旧福江出張元監察使旅費
山口五位大坂迄之舟賃京
師軍曹山脇太郎他二人長
崎表滞留中諸入費共書面

【表四】 明治二年度 外国管事役所・外務局収支表

「庚午方辛未年迄長崎港税関取税納拂仕訳書」より作成

月	出				残				所管
	両	分	永・文	ト	両	分	永・文	ト	
正	420	0	191	2	79	3	58	8	外国管事役所
2	274	3	27	9	225	0	222	1	
3	406	3	21	6	93	0	228	4	
4	458	2	9	8	41	1	240	2	
5	334	1	219	6	165	2	30	4	
6	436	0	190	2	63	2	59	8	
7	437	2	95	5	62	1	154	5	
8	622	2	41	5	122	2	41	5	
9	636	2	30	5	136	2	30	5	外務局
10	510	2	145	5	10	2	145	5	
11	599	0	177	3	99	0	177	3	
12	498	2	6	4	1	1	241	6	

※太文字は不足額で、翌月、補填している。

之通支払分請取元二組

この請取金はほぼ同額が上記の内容で支出されており、長崎県自身の業務遂行のためというよりも新政府の意向により出納された可能性が高い。説明書の各項目については、次のとおりである。

オールヘン号は、船籍や船主などが不明で長崎との関連性もつか

むことができなかつた。なお、『世外井上公伝 第一卷』第三編の第二章第二節「山口藩兵脱隊事件」において「大阪府大参事心得で居た公は、恰も公用で上京中であつたので、木戸の帰国を聞き、十二月十八日に横浜に到つて一行に加はり、翌日木戸及び大久保・黒田・杉・品川等と共にオルガニヤ号に搭乗して出帆し、二十一日に著港し、同船に大阪に帰任した。」とのくだりがあり、このオルガニア号がオールヘン号とも考えられるが確証を得ない¹⁰。或いは「明治二年 日誌」の二月七日条に「亨式番オールカン船」という船名があるが¹¹、こちらも関連性が不明で確証を得ない。

和泉艦は、慶応四年（明治元）六月に新政府が土佐藩から購入した軍艦で「和泉丸」と命名されたが、翌二年七月二〇日には久留米藩へ移管された¹²。外国营事役所編「日記 明治二年」正月三日条によると、

和泉丸御用金壹万両当局江預り置候処今日同船士官罷越五千両
相渡候事

とある¹³。

「外四艦」とは、歳出の説明書きではチウサン船、撰津艦、朝陽鑑の三艦が記載されており、詳細は歳出の項で述べる。

「旧福江出張 山口五位」の山口五位は山口尚芳（通称・範造）のことで、同氏は、武雄鍋島家家臣の出身で長崎に遊学しオランダ語・英語を学び、明治維新後、新政府に入り外国事務局御用掛を命じられ外国官判事などを歴任した¹⁴。明治二年五月改の「職員録・明治二年五月・官員録全改」には、「外国官判事 山口五位」として名前が挙がっている。『世外井上公伝 第一卷』には五島で起きた

キリスト教徒取り調べの際の拷問に関する審議を確認するため明治元年一二月末に外国官判事山口範蔵が長崎へ派遣され調査を行ったことが紹介されている。山口は、調査を終え明治二年三月に帰京している¹⁶。これに関連して、五島及び富江の合藩問題の仲裁に長崎府が対応し、井上馨も五島に出張したことが『世外井上公伝 第一卷』に紹介されている¹⁷。

「京師軍曹山脇太郎他二人」については、「日録 明治二年 外務課事務簿」八月一六日条に

候 京都軍曹山脇太郎山崎橘馬為御用兵庫迄便乞証書手続従官納事

とある¹⁸。山脇太郎及び山崎橘馬は、土佐の陸援隊々士にその名前がみられるが¹⁹、両名の経歴は十分にわかっておらず同一人物かどうかの断定は現時点でできない。また、来崎の目的も不明である。

最後に西京会計官から受け取った貸付金一〇万両は、説明書では長崎物産会所への貸付金で一三か年賦で政府へ返済するものとし、その使途は、「元長崎物産会所益金取下一件上申書類」のうち「長崎物産会所益金引下等之儀二付伺」によれば、生産基礎金として²⁰いる。

以上、明治二年度の歳入を検討したが、明治元年度と比べて米・洋銀・銭の収入は少なくなっているものの、金は大差がない。減少の理由は会計年度の期間が短くなっていることと、江戸時代の蓄えからくる臨時収入がなくなっていることが挙げられる。

三 歳出

歳出についても、前掲資料「長崎県出納勘定帳」に示されており、明治二年度分をまとめたものが【表五】「明治二年度 長崎県歳出一覧」のとおりである。

諸費のうち米の支出は一二、〇九一石余で、そのうちの主な費目は、エ「地役人其外給扶持米金」一〇、六〇七石余及びア「知府事以下官禄并月給」四五〇石である。この年、七月二十七日に定められた「県官人員并二常備金規則」により一〇万石毎の標準的な職階と定数が定められ、新たな職階に応じた石高が支給されることとなった。その他、h「用達共扶持米代渡」、s「火之見番給米」、x「庄屋扶持米渡」が職員の給与分として挙げられる。

この改革により余剰人員とされた職員に暇を出され養扶持がそれまでの役職に応じて上中下の三階級に分けられ支給されることとなった。その分は、r「地役之者暇二付一時被下米」として一三六石余が計上されている。本件については、「改革一件 明治二年度文書科事務簿」等に記されている。改革が九月に実施されているため、当該年度の支出に対する影響額は少ないと推察されるが、前年度との比較は会計年度の月数が異なるため単純に比較できない。²¹

なお、この時期、造幣頭を拜命し大阪に在勤していた井上馨が長崎表御用を仰せつけられ大阪府知事西四辻公業とともに長崎へ出張し、県政改革に取り組んでいるが、時期的には、この職制改革の直後となっている。²²この時の出張に伴う経費n「大坂府知事滞崎中旅宿入賃」二両三分が計上されている。

第二に現金について詳細を見てみたい。職員の給与関連費については、ア「知府事以下官禄并月給」として一一、二三三両を、エ「地

役人其外給扶持米金」で五四、一八両を米穀とともに支出している。その他、H「元船手水夫火焚給料」、I「飢飢方月給并雑費」、J「人馬方雑用手当」、T「振遠隊附医師二人月手当」、h「用達共扶持米代渡」がある。

次に主な部局・施設の支出状況を見てみる。同年九月の時点では、主な部局としては庶務局（会計局・町方兼社寺方・郡方・普請方を合併したもの）、刑（法）局、外務（国）局（九月六日、外国營事役所から改称²³）、医学校、広運館、振遠隊、製鉄所、各郡の出張所などがある。

これらは、事務に必要な消耗品や諸機械類の購入や式典時の酒肴料・饗応費、出張旅費として入費を計上している（E「御用初之節酒肴料」、O「旧長崎府管轄中小菅浦ドック場入用器械買上代英人ガラバ江渡」、Q「医学校諸入費」、R「広運館諸入費」、S「振遠隊諸入費」、W「外務局諸入費」、Y「外国人饗応入費」、k「諸局□□□物代」、y「天草出張所諸費」、イ「諸向出張旅費」）。

しかし、その明細は別途資料が現存している外務局を除いて「長崎県出納勘定帳」の説明書にはいずれも別紙仕訳書のとおりと記載されているのみで詳細は不明な点が多い。また、各施設の営繕費としてc「諸向営繕諸入費」金一三、一〇七両余と錢一七、九二七貫余を計上しているが、説明書によれば皇大神宮・北瀬崎米蔵・新地蔵改所・招魂所・裁判所・振遠隊屯所・新地荷蔵揚り屋牢屋などの修復費等に充てている。なお、当該年度の役所や土木工作物の修繕箇所については、「長崎県史稿 政治部 工業一（明治元々一一年）」の「工業 明治二已巳年修繕ヶ所」項に一覧があるものの、いずれも民費となっているが、財源の区別については言及がない。

【表五】 明治二年度 長崎県歳出一覧

「長崎県出納勘定帳」より作成

順	項 目	米						金				銭		洋 銀	
		石	斗	升	合	夕	才	兩	分	永	ト	貫	文	弗	セント
A	貢米并拂米廻漕運賃							1,063		150	4	486	100		
B	請取金并諸品運輸舟賃							330	3	51	3				
C	村々御用地分租税作徳米渡							33	2	131	4				
D	米蔵入費仲使賃共							15	2	125		1,839	264		
E	御用初之節酒肴料							85				128	500		
F	諸祭典入費							339	3	1	4	67	166		
G	宇佐宮神祭入費貸渡							500							
H	元船手方水夫火焚給料							163							
I	齋訊方月給并雑費							47							
J	人馬方雑用手当							5							
K	渡海小船雇賃							3		163	9	110	648		
L	諸手当金?渡							20	3						
M	諸向被下酒肴料							60	3	200					
N	70歳以上長寿之者へ被下金							3,725	2						
O	旧長崎府管轄中小管浦ドック場入用器械買上代美人ガラバ江渡							2,000							
P	医学校用地買上代							32	2	77	7				
Q	医学校諸入費	80						7,115	2	126	3				5,500
R	広運館諸入費							737	1	104	6	39	318		553
S	振遠隊諸入費	67						2,819		235	3	34			
T	振遠隊附医師2人月手当							125							
U	振遠隊陣服料							6,268		168	3				
V	振遠隊戦死者祭礼料							205							
W	外務局諸入費							4,793	2	56	8				
X	外国人居留地内官地地揚入費											213	400		
Y	外国人饗応入費							90		62	5	12			
Z	諏訪社管轄ニ付普請掛入費							28	2	178	3	1,915	750		
a	諏訪社定式寄附米金	26	2	5				150							
b	浦上村皇大神宮神職手当并諸入費							88	2	182	4	251	148		
c	諸向宮諸入費							13,107	3	9	7	17,927	323		
d	刑法局諸入費并無宿牢舎人徒刑人諸入用服薬仕着代共	185			3	2		953	3	204	8	21	600		
e	捕亡諸入費							1,356	3	72	2				
f	漂着人賄諸入費	9	7	8	7	5		60	2	93	7	585	500		
g	褒美金渡							377	2	125					
h	用達共扶持米代渡							147	3	174					
i	御用状差立賃并人足雇賃共							31				4	500		
j	裁判所并門番所借入賃							155		25		3,092	148		
k	諸局□□□物代							45	2	117	5	39	364		
l	去箇年葉製所掛之者買入米代滞金渡							34	1						
m	愛宕社内佛像□賃											66	200		
n	大坂府知事滞崎中旅箱入賃							2	3						
o	神崎社神職居宅引移料							25							
p	三條殿其外長崎出張之節入費渡							1,236					149		
q	松浦郡之内管轄村山崩流出潰家并死亡之者共江御救助金							39	2						
r	地役之者暇ニ付一時被下米	136	5												
s	火之見番給米		6	6											
t	於箱館港戦死水夫14人之家族□御救助金							700							
u	養兒養育米	2	4	7	5										
v	養老扶持米并石代金共	356	4	4				11		82	9				
w	伊勢宮金刀毘羅社寄附米	4	2												
x	庄屋扶持米渡	13	5												
y	天草出張所諸費	148	3	8	2			2,392	1	100	2				
z	田上寺合力米	4													
ア	知府事以下官禄并月給	450						11,233							
イ	諸向出張旅費							8,068	3	200					
ウ	朝陽鑑旧長崎府管轄中諸入費							4,472	2	54	4	182	508		
エ	地役人其外給扶持米金	10,607	5		2	7		5,418		249	9				
オ	松浦郡広川山百姓共9人類焼ニ貸渡							248		62	5				
カ	オールヘン号御船欠乏品代和泉鑑外4鑑諸入費旧福江出張監察使旅費山口五位大坂迄之船賃京師軍曹山脇太郎外2人滞留中諸入費							16,964	2						
キ	オールヘン号 御 船品代不足之分追渡									207	6				
ク	借入金利息并間金渡							1,255	2						
ケ	京師軍曹山脇太郎外2人帰路旅費							120							
コ	二江村類焼ニ付貸渡							250							
サ	巳10月25日大蔵省納							25,000							
シ	(明治2巳年10月25日)大蔵省納							16,964	2						
ス	在來撰除払切分													56	62
セ	物産会所貸渡金							100,000							
払合		12,091	2	7	9	2		241,526	52	2	5	27,016	606	6,109	62
	内 諸費	12,091	2	7	9	2		98,563	96			27,016	606	6,109	62
	貸下							100,998		62	5				
	大蔵省納							41,964	50						
諸費残		4,767	5	9	5	3	3	7,724	79	6	2	77,099	160		
合計		16,858	8	7	4	5	3	249,251	1	68	7	104,115	766	6,109	62

ここで、当該年度における政策的な経費を取り上げてみたい。明治新政府は、王政復古により神道を重視し神仏分離令を出した。長崎においては、長崎裁判所総督として京都から赴任した沢宣嘉が率先して神社の振興に力を入れた。当該年度において神社関連の支出としては、F「諸祭典入費」やG「宇佐宮神祭入費貸渡」、Z「諏訪社宮繕二付普請掛入費」、a「諏訪社定式寄附米金」、b「浦上村皇大神宮神職手当并諸入費」o「神崎社神職居宅引移料」が挙げられる。

Fの祭典費は大楠神社や招魂場などの祭典に充てられた。

G「宇佐宮神祭入費貸渡」については、明治元年六月二十九日、宇佐神宮の管理がそれまで豊後国宇佐郡に飛び地を持っていた島原藩から長崎府へ移管された²⁴。その関係で同神宮宮司から長崎府へ祭典費の貸付願が出され、五百両が貸渡されたものである。この貸渡金については後日談があり、そのことが説明書きにも記されている。また、「太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六卷・理財二十六・収入支出金処分四」所収「小倉県旧長崎府ヨリ宇佐宮へ貸付祭典料棄捐」にもその経緯が記録されている²⁵。結論のみを言えばこの貸渡金は後年宇佐神宮へ督促するものの同宮財政上の困窮を理由に返納されず渡しきりとされた。同地は、明治二年六月に日田県の所管とされた²⁶。

b「浦上村皇大神宮神職手当并諸入費」の皇大神宮は、「長崎県史稿 政治部 祭典（明治元～八年）」に

明治元年四月浦上村中ノ郷塔ノ尾ニ於テ一社ヲ創建シ皇祖神ヲ崇祀ス初メ澤総督本府ニ就任スルヤ深ク該村異宗徒ノ蔓延ヲ憂ヒ遂ニ朝命ヲ奉シテ其徒ヲ各藩ニ分託ス是ニ於テ為ニ一社ヲ建

テ以テ鎮壓シ村民ノ嚮フトコロヲ知ラシメント欲スルナリ
（明治二年）此年浦上村皇大神鎮座式ヲ行ヒ市郷ノ者ニ布知シ
賽拜ヲナサシム四月朔日ナリ

との記事があるように²⁷、同神宮はキリスト教禁教対策の一環として長崎府の主導で創建されたもので、神職の手当や祭典費も同府（県）から支出されたことがわかる。

二番目に戊辰戦争への対応に係る経費が計上されている。慶応三年に長崎奉行のもとで結成された遊撃隊は、維新後、「振遠隊」と改称され、近隣の各藩兵と共に戊辰戦争のために東北地方へ出兵した。

また、箱館戦争では、新政府所有の軍艦朝陽艦が旧幕府軍の蟠竜丸の砲撃により沈没し、多数の乗組員が戦死したが、その中には長崎出身の者もいた。こうした出征隊員の経費や戦死者の祭祀料、遺族への扶助料などとして、U「振遠隊陣服料」、V「振遠隊戦死者祭祀料」、t「於箱館港戦死水夫十四人之家族□御救助金」が支出されている。

これに関連して、歳入の項でも述べたが、大蔵省からの請取金一六、九六四両余の使途として新政府所有の軍艦等の入費や新政府関係者の出張などがウ「朝陽艦旧長崎府管轄中諸入費」やカ「オールヘン号御船欠乏品代和泉鑑外四鑑諸入費旧福江出張監察使旅費山口五位大坂迄之船賃京師軍曹山脇太郎外二人滞留中諸入費」として計上されている。

これらについて少し詳しく見てみると、「オールヘン号御船欠乏之品代」八一九両余と「チウサン船諸入費」三、八五四両余の二項目は、艦船の船籍や用途が不明でどのような経緯で支出されたのか

は不明である。

「和泉艦諸入費」については、「日録 明治二年 外務課事務簿」²⁸に
関連する記事が散見されるのでいくつか紹介したい。

正月三日条

預置候御用金壹萬兩之内五千兩和泉丸會計方兼而差出有候印
証之書封持參受取度旨申來候間引合之上同船方之使福嶋弥助へ
相渡

正月十四日条

和泉丸御用金之内三千兩請取として帳面持參ニ付印鑑引合相
渡候事

二月二五日条

昨日外国船便ニ而軍務官ヲ送來候金壹萬兩之内四千四百兩
式分金二千三百兩壹分金貳千百兩和泉丸乗組福嶋弥之助江相渡
請取印紙証書盛江入置

二月二七日条

和泉艦會計方之掛合書翰并金千五百兩受取証書同艦附福地弥之
助持參候ニ付式分金を以同高を壹萬兩之内より相渡ス

三月八日条

軍務官預金之内金五百兩相渡具候様和泉丸印紙を以請取とし
て使者相越候付引合之上相渡

三月一〇日条

軍務官方預可里金渡残之高九百七拾五兩和泉丸方印昏を以取ニ
參候間相渡

以上、記載の金額を合計すると「長崎県勘定出納帳」記載の一、
九一六兩をはるかに超えておりその差額について検証できる資料は
今のところ見つからない。

次に、摂津艦（丸）は、明治新政府が慶応四年（明治元）六月に
外国人から購入した蒸気船で、明治二年には広島藩に貸与された。²⁹

「兵部省書類鈔録」明治元年のうち、「牛島鹿之助乗艦役金の件長崎
府へ掛合」の項では、長崎府「御船手掛り蒸気方」の牛嶋鹿之助が
乗組みを申付けられ、乗務していることが記されている。鹿之助は、
「長崎府職員録」によれば、「御船手掛属役同並」を拜命している。

また、「日録 明治二年 外務課事務簿」の二月二二日条に、

上等船改役森金三郎当分之内摂津艦乗組被申渡候事

とあるが、「長崎府職員録」では上等船改役は人数（四七人）のみ
が記載され氏名は確認できない。

朝陽艦（丸）は、江戸幕府がオランダに注文して購入した木造外
輪式の小型コルベット艦で、明治維新により新政府が収公した。こ
の時点で蒸気機関が損傷しており帆船として運用している。³¹

「兵部省書類鈔録」明治元年のうち、「陽春艦兵庫へ廻港其他件々
長崎府へ申入」の項では、³²

兼而ヨリ御談シ致置候朝陽艦最早御出来之事トモ被存候當今必

用之御艦ニモ候付早々兵庫港へ御廻シ被下度猶モ御不出来ニ候
 得者一日モ早ク御成効有之度候也○兼而御掛合相成候舊幕ニ而
 取入相成居候大砲夫ニトモ右大蔵御申合ニ而右艦へ御居付ケ被
 下度定而此節ハ洋人へ御談判濟トモ存付候間是非共右有之度猶
 右へ居付ケ残之分ハ朝陽艦へ御積入兵庫軍務官へ御差送被下候
 様是亦申入候

十一月廿七日 軍務官

長崎府御中

と兵庫詰の軍務官から朝陽艦の修理について督促の書状が出されて
 おり、その後朝陽艦の修繕などに支出された可能性がある。

しかしながら、同じ「兵部省書類鈔録」明治元年のうち、「朝陽
 丸引船の件夕顔丸へ達」の項では、

土州

夕顔丸

右今般朝陽丸損所出来馬関へ碇泊候ニ付崎陽へ引連出航候様相

達候事

辰十二月二十日

と再び不具合が生じて運航が困難になっている様子が見える。

また、「公文別録・海軍公文類纂并拾遺抄録」明治元年〜明治三年・
 第二卷・明治二年」には³³、

諸艦御修復入用総計

一	九千八百五拾五兩	陽春丸へ渡
一	四千貳百兩	朝陽丸アス御修理入用
一	三千貳百七拾壹兩貳分貳朱	右同艦修理掛リ諸買物代メ
一	四千五百兩	和泉丸同罐並諸艦へ相渡品々 代メ
	但内千七百六拾貳兩貳歩	
	シナイトル玉五万買入代	
一	五千三百七拾五兩	和泉丸ケートル直シアス繕入 用共
一	壹萬五千兩	摂津丸御修復入用機械取繕 セールズ、ク代共メ
一	五千三百兩	同船へ備付候大砲十八斤砲二 挺代
一	五千兩	朝陽丸へ渡
メ	五萬貳千五百兩	
内	參萬兩	三ヶ度ニ請取
残	貳萬貳千五百兩	
又	貳千兩	撰津丸三月分月費
	全貳万四千五百兩	
	右金子追々早便に御廻送被下度候事	
○		
	下修復入費金當時請払左之通	
	正月元日著	

一 壹萬兩	請取
一 壹萬兩	同
二月廿四日	
一 壹萬兩	同
×三萬兩	
内拂	
六千五百兩	陽春丸渡
三千三百五拾五兩	右同艦外国局ヨリ借用ノ分
八千兩	朝陽丸和泉丸御修理料ノ内製鉄所渡
五十兩	朝陽丸渡
五千七百九拾五兩	同艦和泉丸修理掛リ諸買物其外諸船へ相渡品代共
小以×	
貳萬八千六百五拾兩	
内	
三千三百五拾五兩	外国局へ可相戻分當時借用
残	
貳萬五千貳百九拾五兩	
差引	
残	
四千七百五兩	
右當時有金右ノ内ニテ大砲代半高相拂可申候	

【表六】 諸艦修理費等一覧

「公文別録・海軍公文類纂并拾遺抄録」より作成

費目	艦名	内容	両
経費	陽春丸	渡	9,855
		アス御修理	4,200
	朝陽丸	修理掛リ諸買物代	3,271
		渡	5,000
	和泉丸	同艦並諸艦へ相渡品々代 但内千七百六拾貳兩貳歩 シナイトル玉五万買入代	4,500
		ケートル直、シアス繕	5,375
	摂津丸	修覆入用機械取繕セールツ、ク代	15,000
		備付候大砲十八斤砲二挺代	5,300
		三月分月費	2,000
			合計
歳入		1月1日受取	20,000
		2月24日受取	10,000
		小計	30,000
		不足	24,500
歳出	陽春丸	同艦へ渡し	6,500
	朝陽丸 和泉丸	御修理料、製鉄所渡	8,000
		渡し	50
	朝陽丸	同艦和泉丸修理掛リ諸買物其外諸船へ	5,795
		不明	相渡品代
		小計	25,295
		残金	4,705
		合計	30,000
陽春丸	外国局ヨリ借用ノ分 ※借用のまま未払い	3,355	

と各艦に要した修理費や入費について記されており、これを整理すると【表六】「諸艦修理費等一覧」のとおりとなる。こちらにも【表五】との金額と合致せず、今後の検討課題といえる。

このようにして、当時、長崎は新政府所属軍艦の修理基地としての性格を有し、その経費が長崎府へ渡されることとなったが、周知のとおり新政府の財政事情は大変苦しく支払いが遅延していたことが分かる。

また、外務日記などには、京都や兵庫詰め、軍務官と長崎府との間で御用状のやり取りが行われていたことが記されており、新政府と長崎府の密接な関係が伺える。明治二年の歳出の費目にp「三條殿其外長崎出張之節入費渡」があり、その経費は会計官から請取り支払っていることが説明書きに見える。三條殿及び中御門殿が何時どのような目的で長崎へ来たのかは記されていないが、『職員録・明治二年二月・官員録改』では三条右大臣は、議政官議定及び行政官輔相、中御門大納言（経之）は議政官議定に任じられている³⁴。いずれも新政府の高官で何らかの重要な案件で来崎した可能性がある。

このほか、長崎府の特殊性として挙げられるのは、漂着民対策のf「漂着人賄諸入費」である。

「日録 明治二年 外務課事務簿」にも本件に関連する記事が次のとおり記載されている。

三月二日

李国帆前商船デウイナ於洋中我国難民十人程救命連越候旨字周士右以書面申立候付同船々長一同船改役小頭助松田畊平差遣右十人当局江連来候処伊予国小松領之者共也委詳尽口書ニ記載済之固之挨拶として同国岡士江属役並矢嶋清兵衛差遣ス 右難民取糺之上供書取之商人世話方弦屋利右衛門江申付下宿江下ケ置

三月四日

李船方助け来候伊予国民とも十人昨日当局世話方弦屋利右衛門江申付下宿取之下ケ遣ス 但預証文取之置

一 右漂民共今日予州松山用達 江引渡候事

三月九日

今五字両判事於福屋松山漂民救助之字船デキウキナ船長并按針役及同国岡士シカットレル面接饗応いたし候事

近世鎖国期の長崎では、日本人の漁民などが海難事故で漂流し外国船に救助され日本へ送還された場合、一度長崎へ連れてこられ取り調べを受けたのちに本国へ戻ることとなっていた。明治期においても外国船に救助された漂流民が長崎へ送還されて一時保護されていたことや救助してくれた艦船への饗応を行っていたことがわかる。

【表一】下段に記載の貸下金に該当する歳出は、G「宇佐宮神祭入費貸渡」、オ「松浦郡広川山百姓共九人類焼二貸渡」、コ「二江村類焼二付貸渡」、セ「物産会所貸渡金」の四件である。

セ「物産会所貸渡金」は、歳入の項の西京会計官から受け取った貸付金一〇万両を長崎物産会所へ貸下げたものである。

同じく納済金は、長崎物産会所に関連するもので、サ「巳一〇月二五日大蔵省納」とシ「明治二巳年一〇月二五日）大蔵省納」に該当する。歳入の項でも紹介した「元長崎産物会所益金取下一件上申書類」によれば、

同年九月同三年庚午十一月井上造幣知事多久監督権少佑出張取調之上有金之内三万九千九百六拾九兩永百八拾壹文巳巳九月井上造幣知事江引渡式万四千貳百四拾壹兩三分永六拾貳文式下庚午十一月多久監督権少佑江引渡

と書かれており、【表一】の金額と差があるがその理由は現時点では不明である。

以上、歳出の主な項目を見てみたが、明治二年度は、前年に引き続き戊辰戦争関連の経費が目立ち、明治維新における長崎県の立場がこの財政状況から見えてくる。また、長崎産物会所への貸付は、長崎港貿易の再興を図りつつも、明治新政府の苦しい台所事情から即座に返納を求めるといった政策の不徹底さも透けて見える。

おわりに

明治初期における長崎県は、幕末期の開国から明治維新へと体制の変化に翻弄されつつも、幕府直轄領の名残で近隣諸藩への指導的立場を保ち、さらに幕末の近代化により設立された製鉄所が新政府軍所有艦船の修理場として重要な位置を占め、新政府と緊密な関係を保っていたことが財政状況から垣間見える。

その一方で、度重なる行政体制の改革により旧地役人出身の職員を削減するものの、近隣各郡からの貢米等で財政を支えなければならぬ状況になっていることは、近世から近代へと時代が変化する中で長崎県の在り方も変わっていきこうと示唆している。

最後に資料等の閲覧を御許可いただいた長崎歴史文化博物館、陸援隊々士について御教示いただいた中岡慎太郎館の豊田満広係長及び長崎市シーボルト記念館の織田毅館長にお礼申し上げます。

(長崎市長崎学研究所係長)

注

1 拙稿「明治初年の長崎県における財政の変質について」『長崎学』第三号、二〇一九年。

2 『新長崎市史 第三卷近代編』長崎市、二〇一四年、二八頁以下参照。

3 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…へ一三二七三・二)。

4 長崎県議会史編纂委員会編『長崎県議会史』(長崎県議会、一九六三年)一三六頁及び国立公文書館内閣文庫蔵「長崎県史稿 政治部 県治(明治元々八年)」(請求番号…府県史料長崎 冊次二)参照。

5 国立公文書館内閣文庫蔵(請求番号…府県史料長崎 冊次二)。

6 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…一四二九・七)。

7 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…一四七・一二五)。

8 長崎歴史文化博物館蔵「長崎県史稿 会計 附録」(請求番号…一三一七二八 一一)。

9 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…一四一八三・一)。

10 同書三九二頁。

11 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…一四一・七二)。

12 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第七卷、第一法規出版、一九九五年、二二二頁。

13 長崎歴史文化博物館蔵(請求番号…一四一・七二)。

14 『国史大辞典』及び日本歴史学会編『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)の「山口尚芳」を参照。

15 国立公文書館蔵(請求番号…職A〇〇〇〇九一〇〇)。

16 前掲書三〇六頁。

17 前掲書三〇八頁。

18 長崎歴史文化博物館蔵（請求番号…一四一・五二一）。

19 平尾道雄『中岡慎太郎 陸援隊始末記』中央公論社、一九七七年、二二六頁。

20 長崎歴史文化博物館蔵（請求番号…一四一七七・三三〇）。

21 長崎歴史文化博物館蔵（請求番号…一四五四・三三〇）。

22 井上馨公伝記編纂会編『世外井上公伝 第一卷』内外書籍、一九三三年、三七七、三七八頁及び年譜二二頁。

23 「長崎県史稿 政治部 県治（明治元〜八年）」国立公文書館蔵（請求番号…府県史料長崎 冊次二）。

24 国立公文書館内閣文庫蔵「太政類典草稿・第一編・慶応三年〜明治四年・第三百三十二卷・教法・神社二」所収「宇佐神宮管理ヲ長崎府ニ属ス」（請求番号…太草〇〇一三三二一〇〇）。

国立公文書館内閣文庫蔵「長崎県史稿 政治部 県治（明治元〜八年）」（請求番号…府県史料長崎 冊次二）。

明治元年九月条に「豊前国宇佐社ヲ管知ス 該社ハ島原藩ノ旧管地タリ因テ社領地石高不詳及ヒ社務祭祀等ノ事件ハ府廳ニ於テ之ヲ掌管シ不慮ノ警備ノ如キハ猶島原藩ヲシテ之ニ任セシム」という記事あり。

25 国立公文書館蔵（請求番号…太〇〇五二九一〇〇〇）。

26 国立公文書館内閣文庫蔵「長崎県史稿 政治部 県治（明治元〜八年）」（請求番号…府県史料長崎 冊次二）。

明治二年六月条に「管下豊前国宇佐社領地ヲ以テ日田縣ノ所轄トス」との記事あり。

27 国立公文書館内閣文庫蔵（請求番号…府県史料長崎 冊次一二）。

28 長崎歴史文化博物館蔵（請求番号…一四一・五二一）。

29 海軍歴史保存会編『日本海軍史 第七卷』第一法規出版、一九九五年、四六一頁。

30 長崎歴史文化博物館蔵（請求番号…一四一・五二一）。

31 国立公文書館蔵「太政類典 第一編 慶応三年〜明治四年 第百九卷 兵制・艦船」所収「幕府ノ軍艦ヲ収ムル順序ヲ予定ス」。

32 防衛省防衛研究所蔵（請求番号…海軍省・公文類纂・M一・二・二）。

33 国立公文書館蔵（請求番号…別〇〇二〇八一〇〇〇）。

34 国立公文書館蔵（請求番号…職A〇〇〇〇六二〇〇〇）。